

注)長屋・共同住宅のうち、2世帯住宅等で「一戸建て住宅」として申請する場合、基本手数料は新築（一戸建て等住宅）を適用する。  
加算手数料は新築（共同建て住宅）を適用する。

#### <新築：一戸建て等住宅>

注)一住戸ごとの金額とします。

単位：円/税込

基本手数料	申請区分		設計	中間	竣工
		竣工済特例以外		11,880	19,800
	竣工済特例（耐震性を除く）		51,480		
加算手数料 ※1	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。（他機関で技術的審査又は評価を行った認定書等により確認する場合を含む）				
	申請区分		設計時（他機関認定書等活用は認定書等添付時）に加算 ※4		
	省エネルギー性の審査 ※2	性能基準 ※3	39,600		
		仕様基準	5,500		
	耐震性の審査	壁量計算 ※3	16,500/棟		
構造計算 ※3		27,500/棟			

#### <新築：共同建て住宅>

(n：戸数を示します) 単位：円/税込

基本手数料	申請区分		設計	竣工
		フラット35登録マンション以外		$52,800 + 1,320 \times n$
	フラット35登録マンション		$52,800 + 1,320 \times n$	$52,800 + 5,280 \times n$
加算手数料 ※1	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。（他機関で技術的審査又は評価を行った認定書等により確認する場合を含む）			
	申請区分		設計時（他機関認定書等活用は認定書等添付時）に加算 ※4	
	省エネルギー性の審査 ※2	性能基準	見積もり	
		仕様基準	$5,500 \times n$	
耐震性の審査	見積もり			

※1 UDIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等（6を除きUDIで審査を行う場合に限る）を活用して基準を確認する場合を除きます。（認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。）

- 1.低炭素建築物新築等計画認定通知書
- 2.建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
- 3.長期優良住宅認定通知書
- 4.BELS評価書
- 5.住宅型式性能認定等（住宅型式性能認定、特別評価方法認定、住宅性能評価書）
- 6.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※2 フラット35S（金利A・Bプラン、ZEH）において、評価方法基準に定める断熱等性能等級、一次エネルギー消費量等級、建築物省エネ法に定める建築物エネルギー消費性能基準の審査を指します。  
外皮・一次エネとも仕様基準の場合は「仕様基準」、それ以外は「性能基準」の区分とします。

※3 一戸建て住宅以外は見積もりとします。

※4 検査申請時、省エネルギー性又は耐震性の内容に変更が生じる場合（他機関の認定書等を添付後に変更が生じる場合を含む）は、1回の変更に付き、表の加算手数料の半額が適用されます。

ただし、元々BELS評価書を活用していて変更が生じた際にBELS評価書を再取得せず、適合証明で確認する場合など初回の審査となる場合は、表の加算手数料が適用されます。

<賃貸住宅>

(n : 戸数を示します) 単位 : 円/税込

基本手数料	申請区分		設計	竣工
				26,400 + 1,320 × n
加算手数料 ※1	次の審査を行う場合、手数料を加算します。(他機関で技術的審査又は評価を行った認定書等により確認する場合を含む)			
	申請区分		設計時(他機関認定書等活用は認定書等添付時)に加算 ※3	
	省エネルギー性の審査 ※2	性能基準	見積もり	
仕様基準		5,500 × n		

※1 UDIにて他業務で審査済の場合又は下記認定書等(6を除きUDIで審査を行う場合に限る)を活用して基準を確認する場合を除きます。(認定書等は、提出予定の場合や変更した認定書等も活用できます。)

- 1.低炭素建築物新築等計画認定通知書
- 2.建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
- 3.長期優良住宅認定通知書
- 4.BELS評価書
- 5.住宅型式性能認定等(住宅型式性能認定、特別評価方法認定、住宅性能評価書)
- 6.機構承認住宅で当該区分に係る適合仕様シート

※2 断熱構造等、優良な賃貸住宅基準(省エネルギー性)において、評価方法基準に定める断熱等性能等級、一次エネルギー消費量等級、建築物省エネ法に定める建築物エネルギー消費性能基準の審査を指します。外皮・一次エネとも仕様基準の場合は「仕様基準」、それ以外は「性能基準」の区分とします。

※3 検査申請時、省エネルギー性の内容に変更が生じる場合(他機関の認定書等を添付後に変更が生じる場合を含む)は、1回の変更につき、表の加算手数料の半額が適用されます。  
ただし、元々BELS評価書を活用していて変更が生じた際にBELS評価書を再取得せず、適合証明で確認する場合など初回の審査となる場合は、表の加算手数料が適用されます。

<中古住宅：一戸建て等住宅>

注) 一住戸ごとの金額とします。

単位：円/税込

基本手数料	融資種別	申請区分	手数料
	フラット35 ・財形住宅		一般 及び 優良（開口部断熱、外壁等断熱）
優良（フラット35S）及びフラット35維持保全型 ※1			56,100
フラット35リノベ		一般	115,500
		優良（フラット35S）	122,760
住宅融資保険		一般	67,320
加算手数料	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。		
	省エネルギー性の審査 ※2 ※3	性能基準 ※4	39,600
		仕様基準	5,500
	耐震性の審査 ※3	壁量計算 ※4	16,500/棟
		構造計算 ※4	27,500/棟
別途耐震評価基準の確認が必要な物件		18,480	

<中古住宅：マンション>

注) 一住戸ごとの金額とします。

単位：円/税込

基本手数料	融資種別	区分	申請内容	手数料
	フラット35 ・財形住宅		一般 及び 優良 （開口部断熱、外壁等断熱）	単独
他住戸活用				36,300
優良（フラット35S）及び フラット35維持保全型 ※1			単独	56,100
			他住戸活用	43,560
フラット35リノベ		一般	単独	115,500
			他住戸活用	102,960
		優良（フラット35S）	単独	122,760
			他住戸活用	110,220
住宅融資保険		一般	73,920	
加算手数料	次の審査を行う場合、各々の手数料を加算します。			
	省エネルギー性の審査 ※2 ※3	性能基準	見積もり	
		仕様基準	5,500	
	耐震性の審査 ※3		見積もり	
別途耐震評価基準の確認が必要な物件		25,080		

※1 優良（フラット35S）およびフラット35維持保全型を併用する場合も同額とします。

フラット35S（ZEH）を選択している場合は「優良（フラット35S）」を適用します。

※2 フラット35S（金利A・Bプラン、ZEH）において、評価方法基準に定める断熱等性能等級、一次エネルギー消費量等級、建築物省エネ法に定める建築物エネルギー消費性能基準の審査を指します。

外皮・一次エネとも仕様基準の場合は「仕様基準」、それ以外は「性能基準」の区分とします。

※3 新築時の適合証明書、現場審査合格通知書、認定書等を活用する場合は除きます。

※4 一戸建て住宅以外は見積もりとします。

【住棟単位の適合証明(中古マンションらくらくフラット3 5登録用)】

(n:戸数を示します) 単位:円/税込

	コース種別	申請内容	備考	手数料
基本 手 数 料	長期登録コース	単独	設計図書等あり	90,420 + 3,300 × n
			設計図書等なし	97,680 + 6,600 × n
	個別登録コース	単独	設計図書等あり	108,900 + 5,280 × n
			設計図書等なし	120,120 + 9,900 × n
		他住戸活用	設計図書等あり	90,420 + 5,280 × n
			設計図書等なし	101,640 + 9,900 × n
加算 手数料	別途耐震評価基準の確認が必要な物件			37,620

(中古住宅・注)

- ・他住戸活用とは、原則活用する適合証明書の写し(有効期限内のもの・UDIで発行したもの)を添付できた場合の金額とします。  
※H21.1.5以降にUDIで申請受付をし、適合証明が発行された住戸のみ活用することができます。
- ・住棟登録コースの「設計図書等あり」とは、申請住戸全ての床面積及び間取りが確認できる書類が添付できた場合の金額とします。
- ・UDIで耐震評価は行っておりません。
- ・提出書類・物件内容によっては、受付及び適合証明の発行が出来兼ねる場合もありますのでご了承下さい。
- ・受付後に不適合が見つかった場合、申請料の返金はできませんので事前に適合要件をご確認の上申請して下さい。

<遠隔地割増手数料>

単位:円/税込

対象地域	割増手数料
【群馬県】 渋川市、沼田市、吉岡町、東吾妻町、長野原町、草津町、中之条町、 みなかみ町、榛東村、嬭恋村、川場村、片品村、昭和村、高山村	16,500
【栃木県】 日光市、那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町、塩谷町	

(注) 上記の割増手数料は検査が対象となります。

UDIで同時に2種類以上の検査を実施する場合は下記の通りとします。

- ・基準法の検査が同時の場合：基準法の遠隔地割増手数料を適用とします。
- ・基準法以外の検査が同時の場合：上記割増手数料の1申請分を適用とします。

<その他手続きの手数料>

単位:円/税込

届出の種類	手数料	備考
適合証明書の再発行	6,600	設計・中間検査通知書は除く。中古の事前確認通知書は含む。
フラットの取りやめ届	1,320	確認申請と同時に取りやめる場合
フラットの取り下げ届 (既に受理・契約した手数料は返金できません)	1,320	フラットのみを取りやめる場合
フラットの取り下げ届 (既に受理・契約した手数料は返金できません)	0	各検査申請を合格前に取り下げる場合 取り下げ・再申請を行う場合